

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27

貸借対照表
(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,483,201	I 流動負債	3,324,203
現金及び預金	3,989,489	買掛金	280,769
事業未収金	1,632,154	未払金	389,570
未収金	741,283	1年以内返済借入金	415,741
たな卸資産	61,869	短期借入金	1,582,000
前払費用	125,221	未払費用	228,224
役職従業員短期貸付金	2,350	預り金	30,766
立替金	10,191	従業員預り金	44,039
貸倒引当金	△ 79,356	未払法人税等	51,953
II 固定資産	5,880,091	未払消費税等	10,622
1 有形固定資産	4,863,599	前受収益	3,560
建物	2,193,159	賞与引当金	273,522
建物減価償却累計額△	913,829	短期リース債務	13,437
建物附属設備	1,925,898	II 固定負債	4,729,002
附属設備減価償却累計△	1,506,409	長期借入金	3,870,824
構築物	163,392	長期未払金	15,663
構築物減価償却累計△	129,304	リース債務	22,973
医療用器械備品	1,990,184	退職給付引当金	819,542
医療器械減価償却累計△	1,490,950	負債合計	8,053,205
その他の器械備品	844,970	純資産の部	
他器械減価償却累計△	740,673	科目	金額
一括償却資産	9,087	I 出資金	924,727
リース資産	36,198	II 積立金	3,407,599
土地	1,835,300	特別償却準備金	2,410
建設仮勘定	646,576	繰越利益積立金	3,405,189
2 無形固定資産	70,663	(うち当期利益(損失))	316,904
ソフトウェア	63,746	III 評価・換算差額等	△ 22,239
電話加入権	1,917	その他有価証券評価差額金	△ 22,239
入会金	5,000		
権利金			
3 その他の資産	945,829		
有価証券	66,385		
長期前払費用	278,458		
敷金保証金	57,977		
保険積立金	45,907		
その他の資産	110		
繰延消費税等	90,103		
繰延税金資産	406,889		
資産合計	12,363,292	純資産合計	4,310,087
		負債・純資産合計	12,363,292

法人名 医療法人 五星会

※医療法人整理番号

所在地 神奈川県横浜市港北区菊名4-4-27

損益計算書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,993,215
2 事業費用		
(1) 事業費	10,449,254	
(2) 本部費	142,734	10,591,988
本来業務事業利益		401,227
事業利益		401,227
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	2,960	
その他の事業外収益	101,748	104,708
III 事業外費用		
支払利息	37,250	
その他の事業外費用	39	37,289
經常利益		468,646
IV 特別利益		
その他の特別利益	25,176	25,176
V 特別損失		
固定資産除却損	50	
固定資産圧縮損	9,727	
その他の特別損失	42,346	52,123
税引前当期純利益		441,699
法人税・住民税及び事業税	137,598	
法人税等調整額	△ 12,803	124,795
当期純利益		316,904

個別注記表

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法)による。

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2)たな卸資産 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月以降取得した建物および平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しております。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、発生から3年を超える債権については回収可能性がないとして、全額引当金を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

7. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建 物	2,193 百万円
土 地	1,753 百万円
計	3,946 百万円

上記に対する債務

長期借入金	3,069 百万円
計	3,069 百万円

8. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

種類	法人名	所在地	法人総資産	事業内容	事業上の関係	取引の内容	取引金額	期末残高
役員が支配している法人	株式会社 マルクス	横浜市緑 区中山 1-26-3	4,583 百 万円	派遣業	債務被保 証 (注 3)	当法人の 借入に対 する債務 被保証 (注 3)	72 百万円	—
役員が支配している法人	医療法人 三星会	横浜市港 北区樽町 1-1-23	9,985 百 万円	医療業	債務保証	被法人の 借入に対 する債務 保証	100 百万 円	—

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	事業上の 関係	取引の内 容	取引金額	期末残高
役員及び その他近 親者	山本 登	理事長	当法人 理事長	当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 1）	4,285 百万円	4,285 百万円
役員及び その他近 親者	山本芳子	理事	当法人 理事	当法人の 借入に対 する債務 被保証（注 2）	636 百万円	636 百万円

(注1) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本登理事長より債務保証を受けている。なお、保証料の支払いは行っていない。

(注2) 当法人はみずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、福祉医療機構の借入金に対して山本芳子理事より債務保証を受けている。なお、保証料の支払いは行っていない。

(注3) 当法人はみずほ銀行の借入金に対して株式会社マルクスより債務保証を受けている。なお、保証料の支払いは行っていない。

9.偶発債務に関する事項

保証債務

下記の法人の金融機関等からの借り入れに対し、次の通り債務保証及び担保の差し入れを行っております。

(債務保証)

医療法人三星会 100 百万円

(担保提供資産)

定期預金 100 百万円

10. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

11. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1)有形固定資産の減価償却累計額 4,781百万円

(2)取得価額から直接減額している圧縮記帳額 356百万円

(3)財務制限条項

借入金のうち、長期借入金72百万円のシンジケート・ローンについては財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

- ① 貸借対照表上の純資産の部の金額を 2008 年 3 月決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の 70%および直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の 70%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 損益計算書の経常損益につき、2 期連続して損失を出さないこと(但し、初回の判定は、平成 21 年 3 月期および平成 22 年 3 月期の 2 期とする)。